

放送を巡る諸課題に関する検討会
視聴環境分科会
「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」開催要綱（案）

1 背景・目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の「視聴環境分科会」（以下「分科会」という。）の下に設置される会合として、改正個人情報保護法やパーソナルデータ利活用の新たな動向を踏まえつつ、新たな放送サービスの展開に向けたプライバシー保護等のあり方について検討することを目的とする。

2 名称

本WGは「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」と称する。

3 主な検討項目

- （１）第189回国会で成立した改正個人情報保護法を踏まえた個人情報の取扱いの整理及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年総務省告示第696号）の規定内容の見直し
- （２）スマートテレビ等を活用した新たな放送サービス展開に必要な運用ルール等の整理
- （３）その他

4 構成及び運営

- （１）本WGの主査は、分科会長が指名する。本WGの構成員及びオブザーバーは、主査が指名する。
- （２）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （３）主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集する。
- （４）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （５）その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の実施

- (1) 本WGの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本WGの庶務は、情報流通行政局放送政策課が関係課と連携して行うものとする。